

2019年3月17(日) 13:30~16:30 会場：岡山県立図書館 デジタル情報シアター  
適格消費団体認定更新記念 講演会&パネルトーク 報告 参加者:43名

■「その契約大丈夫? STOP! 消費者被害!! 一地域とつくる適格消費者団体の活動一」



埼玉消費者被害をなくす会(特定適格消費者団体)理事長 池本誠司 弁護士に講演をいただきました。適格消費者団体が、事業者の不当広告表示、不当契約条項、不当勧誘活動に関する差止請求権を付与されており、2007年6月の制度開始から、2018年4月までに全国で450件強の差止請求を行っており(うち訴訟は53件)、9割近くは裁判外の申入れで事業者が自主的に改善していることが紹介されました。

具体的には、アパート賃貸借契約での原状回復義務不当契約条項、インターネット通販の健康食品のお試し価格購入のつもりが実は定期購入である不当広告表示、銀行カードローン債務の期限の利益喪失条項などの事例の紹介から、地元消費者行政と適格消費者団体、消費者が連携して消費者被害防止に取り組むことで、地域経済が強くなり、事業者にとっても悪質な事業者が排除され健全な市場とコンプライアンス経営を促進する意義があること、将来は集団的被害回復制度を担う特定適格消費者団体を目指そうとお話がありました。

■ 後半のパネルトークで、池本誠司氏、今岡永倫子氏(岡山県くらし安全安心課)、平田彩子氏(岡山大学法学部)、大賀宗夫氏(消費者ネットおかやま事務局長)により各立場から「わたしたちの強いミカタ―適格消費者団体の活用と可能性―」のテーマで発言がありました。

日本の任意参加性の消費者団体訴訟制度を十分活用し、消費者が法制度を活用できるか、事業者との情報・交渉力の格差を埋める行動が出来るか、適格消費者団体の潜在能力を周知し、参加することが重要であると、パネルトークを終えました。

